

令和 4 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 59 号議案～第 68 号議案

令和 4 年 12 月 5 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 59 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 6 号)	別 冊
第 60 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算補正予算(第 1 号)	〃
第 61 号 議案	舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について	1
第 62 号 議案	舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について	4
第 63 号 議案	舞鶴市スポーツ施設整備基金条例制定について	38
第 64 号 議案	訴えの提起について(境界確定等請求事件)	40
第 65 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市南デイサービスセンター)	42
第 66 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市加佐デイサービスセンター)	44
第 67 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市中デイサービスセンター)	45
第 68 号 議案	市道路線の認定、変更及び廃止について	46

第 61 号議案

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例

舞鶴市消防団条例(昭和 26 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「及び区域」を削り、「別表第 1 のとおり」を「舞鶴市消防団」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 消防団の区域は、舞鶴市の全域とする。

第 3 条第 1 項中「副団長」の右に「、分団長、副分団長」を加える。

第 6 条第 1 項中「団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、」を削り、「任命権者は」の右に「、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は」を加える。

第 8 条第 1 項中「団員は、」の右に「団長の」を加え、「服務する」を「職務に従事する」に改め、同条第 2 項中「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)」に、「服務につかなければ」を「職務に従事しなければ」に改める。

第 10 条中「及び副団長にあつては所轄消防署長、部長及び班長にあつては団長、団員にあつては部長に」を「にあつては消防長に、副団長及び分団長にあつては団長に、その他の者にあつては分団長に」に改める。

第 12 条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 1」に改める。

第 13 条を削る。

第 14 条中「水火災その他の災害」を「災害」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条第 1 項中「別表第 4」を「別表第 2」に改め、同条を第 14 条とする。

第 16 条を第 15 条とする。

附則第 2 項中「すべて所轄消防署長及び」を「全て」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 年額報酬の部を次のように改める。

年額報酬	団長	147,000 円
	副団長	96,000 円
	分団長	72,000 円
	副分団長	45,500 円
	部長	39,500 円
	班長	38,000 円
	団員	36,500 円

別表第 2 を別表第 1 とする。

別表第 3 を削る。

別表第 4 中「第 15 条」を「第 14 条」に、

「

団長	舞鶴市旅費条例別表の 3 等の等級
副団長	

を

」

「

団長	舞鶴市旅費条例別表の 2 等の等級
副団長	
分団長	舞鶴市旅費条例別表の 3 等の等級
副分団長	

に改め、同表

」

を別表第 2 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第1条の2第2項に規定する消防団の団員として任命されている者は、この条例による改正後の第1条の2第2項に規定する舞鶴市消防団の団員として任命された者とみなす。

(舞鶴市防災会議条例の一部改正)

3 舞鶴市防災会議条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号中「消防団長連絡協議会長」を「消防団長」に改める。

(舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

4 舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(退職報償金の支給基礎となる階級に関する特例)

3 舞鶴市消防団条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)の施行の日の前日において同条例による改正前の舞鶴市消防団条例(昭和26年条例第13号)第1条の2第2項に規定する消防団の団長又は副団長であった者のうち、当該階級に属していた期間が同日において11月であるものに対する第3条ただし書の規定の適用については、その者は、当該階級に属していた期間が1年である者とみなす。

別表副団長の項の次に次のように加える。

分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000

提案理由

消防団の災害対応能力及び円滑な組織運営の維持向上を図るため、地域ごとに設置していた消防団を廃止し、本市の全域を区域とする舞鶴市消防団を設置する等所要の改正を行いたいので提案する。

第62号議案

舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(舞鶴市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 舞鶴市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の右に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第2条中「において」を「における」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「病院」の右に「その他の医療業務を行う施設」を加え、「及び歯科医師」を削り、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、「当該」の右に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「市長の承認を得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させるこ

とができる」を「繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「手続き」を「手続」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第7条の2第1項に規定する職
- (2) 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第9号)第15条に規定する職(病院その他の医療業務を行う施設において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占め

る職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、

当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第 11 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する組合をいう。)の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の 2 項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70 年」とある

のはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第3条の2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、次条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

第4条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号及び第2号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第30条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条の2第1号中「第29条第1項」を「第29条」に改める。

第30条の4第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第36条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条の3」を「第4条第3項から第10項まで、第7条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第7項の前の見出しを削り、同項から附則第13項までを次のように改める。

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務

の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 舞鶴市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第17号)第3条ただし書に規定する職員

(3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中

「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則第14項から第30項までを削る。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第38号)

の一部を次のように改正する。

第4条中「以下の」の右に「期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む」の右に「。第10条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の右に「(1月間の日数(舞鶴市の休日を定める条例(平成3年条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第3条第1項中「については、」の右に「退職の日におけるその者の」を加え、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「次条第2項及び第6条」を「以下この項、次条第2項並びに第6条第1項第4号及び第2項」に改め、「によらず」の右に「、かつ、第8条の4第11項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の3の2第4項において「自己都合等退職者」というに、「その者が」を「自己都合等退職者が」に、「もの」を「者」に改める。

第3条の2第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の

7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 第 8 条の 4 第 11 項に規定する認定(同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。)を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

第 3 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125

(2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5

(3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

第 6 条の見出し中「整理退職等」を「25 年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25 年以上勤続し、地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第 8 条の 4 第 11 項に規定する認定(同条第 1 項第 2 号に係るものに限る。)を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25 年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25 年以上勤続し、第 8 条の 4 第 11 項に規定する認定(同条第 1 項第 1 号

に係るものに限る。)を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

第 6 条第 2 項中「(前項)」を「(同項)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- (3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- (4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

第 6 条の 2 の 2 の表以外の部分中「第 6 条第 1 項」を「第 3 条の 2 第 1 項第 4 号及び第 6 条第 1 項(第 1 号及び第 5 号を除く。)」に改め、「(25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で、任命権者が市長と協議して定めるものにあつては、定年に達する日以後における最初の 3 月 31 日から 1 年前)」を削り、「10 年」を「15 年」に、「同項」を「第 3 条の 2 第 1 項、第 6 条第 1 項」に改め、同表第 6 条第 1 項の項中「第 6 条第 1 項」を「第 3 条の 2 第 1 項及び第 6 条第 1 項」に改める。

第 6 条の 3 を次のように改める。

(退職の理由の記録)

第 6 条の 3 任命権者は、第 3 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 6 条第 1 項第 6 号に掲げる者の退職の理由について、市長が定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第 6 条の 3 の 2 第 1 項中「除く。以下」を「除く。第 8 条第 4 項において」に、「額(以下)」を「額(以下この項及び第 5 項において)」に改め、同条第 4 項各号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第 8 条第 5 項ただし書中「ただし」の右に「、退職により」を加える。

第 8 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第 8 条の 4 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 15 年を減じ

た年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第 11 項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 募集する人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第 9 項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げに係る手続

(8) 第 12 項の規定による通知の予定時期

(9) 第 7 項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第 5 号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に 1 を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第 1 項第 2 号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨

及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされる者
 - (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (3) 第 2 項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (4) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第 11 項第 2 号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第 2 項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことが

できる。

- (1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員(以下この項及び次項において「認定応募者」という。)が第16項第3号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その

効力を失う。

- (1) 第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第 13 項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき(前 2 号に掲げるときを除く。)
- (4) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第 9 項の規定により応募を取り下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項(第 11 項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。)及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

第 9 条中「の額」を削る。

第 10 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18 日」を「職員みなし日数」に改め、同条第 4 項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が 30 日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第 1 項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第 11 項第 5 号中「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 14 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 15 条第 1 項中「にあっては」を「には」に改め、同項第 1 号中「禁錮」を「禁

錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第5項中「第6条の2の2まで」の右に「並びに附則第12項から第20項まで」を加える。

附則第6項中「第6条の2」の右に「及び附則第15項」を加える。

附則第7項中「第6条」の右に「又は附則第13項」を加える。

附則第8項を削り、附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項及び附則第11項を削る。

附則第12項の見出し及び同項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第13項を削る。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「(常時勤務に服することを要しない者の退職手当の特例)」を付し、附則第15項を附則第11項とし、同項の次に次の見出し及び9項を加える。

(令和5年4月1日以後に退職する職員に対する退職手当の特例)

12 当分の間、第3条の2第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第12項」とする。

13 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用に

については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第13項」とする。

14 前2項の規定は、舞鶴市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第17号)第3条ただし書に規定する職員(以下「医療業務従事職員」という。)が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

15 舞鶴市職員の給与に関する条例附則第7項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

16 当分の間、第6条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第6条の2の2の規定の適用については、同条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第14項に規定する医療業務従事職員(以下「医療業務従事職員」という。)以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。)に達する日」と、同条の表第3条の2第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢1年につき」とあるのは「その者に係る定年(医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

17 当分の間、第6条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(市長が定める者を除く。)に対する第6条の2の2の規定の適用については、同条本文中「6月」とあるのは、「0月」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

18 当分の間、第6条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第6条の2の2の規定の適用及び第8条の4の規定の適用については、第6条の2の2本文及び第8条の4第1項第1号中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第6条の2の2本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の4第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

19 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第6条の2の2の規定の適用については、同条の表第3条の2第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第17項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第6条の2の2の規定の適用については、同条の表第3条の2第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(舞鶴市職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 舞鶴市職員の分限に関する条例(昭和28年条例第40条)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条の3中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

3 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条

例第7号)附則第7項の規定による降給とする」とする。

- 4 第4条第2項の規定は、舞鶴市職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和39年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに」を「及び」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同条第2項中「法第28条の5第1項」を「地方公務員法第22条の4第1項」に改める。

(舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「その端数」を「これ」に改める。

第14条第3項及び第4項中「その端数」を「これ」に改める。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 舞鶴市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 舞鶴市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2項中「同条例」を「給与条例」に改め、同項の表第18条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第21条第4項の項中「第2項」を「第1項」に、「舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条」を「第1項(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

第18条の表中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条第1項中「、第3条の2第2項」を削り、「第3条及び第4条」を「これら」に改め、同条第2項中「同条例」を「給与条例」に改め、同項の表第18条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第21条第2項及び第3項の項中「第21条第2項及び第3項」の右に「並びに第36条」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第36条の項を削る。

第22条中「次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条例第13条中「第2条第3項」とあるのは、「第2条第4項」」に改め、同条の表を削る。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則第4項を次のように改める。

(給与条例附則第7項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする」とする。

附則第5項を削る。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第2号中「非常勤職員」の右に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 舞鶴市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第7条第1項及び第16条中「死亡は退職手当条例」の右に「第3条の2第2項、」を加える。

(舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第12条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年法律第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「特定任期付職員には」を「特定任期付職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下同じ。)には」に改める。

第9条第1項中「第29条第1項中「」の右に「管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するもの(次項において「」を加え、「管理監督職員」という。)及び」を削り、同条第2項中「同条第1項中「再任用職員」を「同条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「再任用職員」という。)及び」を削り、「、第3条又は第4条」を「又は第3条」に、「又は短時間勤務職員」と、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」という。)とあるのは「再任用短時間勤務職員」という。)並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」を「」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「額に」とあるのは「額とし、同条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に」に改め、同条第3項中「「再任用短時間勤務職員」を「「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「再任用短時間勤務職員及び」を削り、「採用された短時間勤務職員」を「採用された職員」に改める。

(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第13条 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条の表第21条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第21条第4項の項を次のように改める。

第21条第4項	第25条に規定する勤務1時	会計年度任用職員給与条例第
---------	---------------	---------------

	間当たりの給与額	17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額
--	----------	-------------------------

第 20 条第 1 項中「当該端数」を「これ」に改める。

第 23 条第 1 項及び第 3 項中「場合は」を「場合には」に改める。

(舞鶴市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 14 条 舞鶴市職員の再任用に関する条例(平成 14 年条例第 2 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)並びに同条例第 10 条第 2 項、第 4 項及び第 11 項並びに附則第 12 項の改正規定並びに附則第 27 項、第 37 項及び第 38 項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第 1 条の規定による改正前の舞鶴市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の舞鶴市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年(新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年)を超える

職(基準日における新条例定年が新条例第 3 条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)(以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、附則第 2 項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日(以下この項から附則第 17 項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第 10 項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は附則第 2 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 2 号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 3 号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しく

は第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員(附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状

況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第 5 項の規定によるほか、組合(市が加入する組合をいう。次項、附則第 16 項及び第 17 項において同じ。)における附則第 5 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、附則第 6 項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 前 2 項の場合においては、附則第 7 項から第 9 項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 5 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。附則第 16 項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4

項の規定にかかわらず、附則第 6 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第 17 項及び第 26 項において同じ。)に達している者(新条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 15 前 2 項の場合においては、附則第 7 項から第 9 項までの規定を準用する。
- 16 任命権者は、附則第 13 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 5 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 17 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、附則第 14 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 6 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第 13 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 18 前 2 項の場合においては、附則第 7 項から第 9 項までの規定を準用する。
(令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢)
- 19 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 20 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が

施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当

該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 26 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 28 第2条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第7項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 29 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び附則第33項において同

じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される舞鶴市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

30 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

31 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される舞鶴市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第30条第3項の規定を適用する。

34 新給与条例第30条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第 号)附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」と

する。

35 新給与条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3、第10条から第17条まで及び第17条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

36 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(定年前再任用短時間勤務職員及び舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第 号)附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

37 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

38 新退職手当条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

39 暫定再任用職員については、舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の3、第14条及び第16条の規定は、適用しない。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

40 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

41 第10条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(以下「新公益的法人等派遣条例」という。)第2条第2項第1号及び第2号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

42 附則第2項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新条例第4条第2項の規定により期限を延長をすることとされている職員とみなして、新公

益的法人等派遣条例の規定を適用する。

(委任)

43 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

44 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例第3条、第3条の2又は第6条」を「舞鶴市職員の退職手当に関する条例第3条、第3条の2若しくは第6条又は附則第12項若しくは第13項」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第6条の2の2まで」の右に「並びに附則第12項から第20項まで」を加える。

附則第4項中「新条例第3条第1項」を「舞鶴市職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「新条例第6条の2」を「同条例第6条の2及び附則第15項」に改める。

附則第5項中「新条例第6条」を「舞鶴市職員の退職手当に関する条例第6条又は附則第13項」に改める。

45 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「、新条例」を「、舞鶴市職員の退職手当に関する条例」に改める。

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を定める等所要の改正等を行いたいので提案する。

第63号議案

舞鶴市スポーツ施設整備基金条例制定について

舞鶴市スポーツ施設整備基金条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市スポーツ施設整備基金条例

(設置)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第9条第2項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を本市が設置するスポーツ施設の整備に要する経費の財源に充てるため、舞鶴市スポーツ施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「スポーツ施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 屋外運動施設(舞鶴市都市公園条例(昭和33年条例第1号)別表第2に規定する屋外運動施設、環境整備施設の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例第30号)第3条に規定する加佐運動場及び舞鶴市体育施設条例(昭和49年条例第1号)第2条に規定する岡田由里テニスコートをいう。)
- (2) 弓道場(舞鶴市都市公園条例別表第2に規定する弓道場をいう。)
- (3) 舞鶴市民レジャー施設(舞鶴市都市公園条例別表第2に規定する舞鶴市民レジャー施設をいう。)
- (4) 体育館(舞鶴市都市公園条例別表第2に規定する舞鶴文化公園体育館及び舞鶴市体育施設条例第2条に規定する舞鶴東体育館をいう。)
- (5) 多目的屋内施設(舞鶴市都市公園条例別表第2に規定する多目的屋内施設及び舞鶴市体育施設条例第2条に規定する北吸多目的施設をいう。)
- (6) その他市長が認める施設

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる益金は、これを予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、本市が設置するスポーツ施設の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定防衛施設周辺整備調整交付金を本市が設置するスポーツ施設の整備に要する経費の財源に充てるため、舞鶴市スポーツ施設整備基金を設置したいので提案する。

第 64 号議案

訴えの提起について

土地の境界確定等に関し、次のとおり訴えを提起することについて議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

1 事件名

境界確定等請求事件

2 訴えの趣旨

舞鶴市が所有する土地と相手方が所有する土地との境界を確定すること、舞鶴市が所有する土地の所有権を確認すること、相手方が当該境界に界標を設置すること及び訴訟費用は相手方の負担とすることを請求するものである。

3 事件に関する取扱い

必要に応じて、和解又は上訴を行うものとする。

提案理由

境界確定等請求事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
い。

(第 1 号から第 11 号まで 略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。)に係る同法第 11 条第 1 項(同法第 38 条第 1 項(同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。))又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(第 13 号以下 略)

(第 2 項 略)

第 65 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市南デイサービスセンター

所在地 舞鶴市字行永 1090 番地の 30

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人大樹会

代表者 理事長 大 橋 正 一

所在地 舞鶴市北浜町 3 番地 10

3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市南デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

第 66 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市加佐デイサービスセンター

所在地 舞鶴市字八田 962 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人成光苑

代表者 理事長 高 岡 國 士

所在地 大阪府摂津市千里丘 3 丁目 16-7

3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市加佐デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 67 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

- 1 施設の名称及び所在地
名 称 舞鶴市中デイサービスセンター
所在地 舞鶴市字余部下 1167 番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 社会福祉法人安寿会
代表者 理事長 堀 澤 昌 弘
所在地 舞鶴市字上安 481 番地
- 3 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市中デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 68 号議案

市道路線の認定、変更及び廃止について

下記のとおり市道路線を認定し、変更し、及び廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 5 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 認定する路線

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
田中町 1 号線	舞鶴市田中町 3 番 18 から	
	舞鶴市田中町 3 番 22 まで	

2 変更する路線

路線名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
上田八反田線	前	舞鶴市字下東小字上田 434 番 1 から	
		舞鶴市字下東小字八反田 492 番 1 まで	
	後	舞鶴市字下東小字沖田 1447 番 1 から	
		舞鶴市字下東小字八反田 492 番 1 まで	
田子津上田線	前	舞鶴市字上東小字田子津 619 番 から	
		舞鶴市字上東小字上田 434 番 1 まで	
	後	舞鶴市字下東小字大坪 1393 番 から	
		舞鶴市字上東小字上田 1407 番 まで	

大坪中島線	前	舞鶴市字下東小字辻の下 218 番 1	から	
		舞鶴市字下東小字堀町 327 番 1	まで	
	後	舞鶴市字下東小字辻の下 218 番 1	から	
		舞鶴市字下東小字花田 1385 番	まで	
堀町上田線	前	舞鶴市字下東小字堀町 327 番 1	から	
		舞鶴市字下東小字上田 444 番	まで	
	後	舞鶴市字下東小字堀町 327 番 1	から	
		舞鶴市字下東小字二ツ町 454 番 1	まで	
代畑中ノ坪線	前	舞鶴市字上東小字代畑 770 番	から	
		舞鶴市字下東小字中ノ坪 263 番	まで	
	後	舞鶴市字上東小字代畑 770 番	から	
		舞鶴市字下東小字水通 292 番 1	まで	
江頭田子津線	前	舞鶴市字上東小字江頭 364 番	から	
		舞鶴市字上東小字田子津 619 番	まで	
	後	舞鶴市字上東小字田子津 1171 番	から	
		舞鶴市字上東小字田子津 619 番	まで	
番戸地朝線	前	舞鶴市字三日市小字深田 496 番	から	
		舞鶴市字三日市小字朝 556 番	まで	
	後	舞鶴市字三日市小字番戸地 484 番	から	
		舞鶴市字三日市小字朝 556 番	まで	
ナギサ線	前	舞鶴市字八田小字タノワキ 601 番 2	から	
		舞鶴市字八田小字由里下 246 番 2	まで	
	後	舞鶴市字八田小字タノワキ 601 番 2	から	
		舞鶴市字八戸地小字野 315 番 2	まで	
八田川端線	前	舞鶴市字八田小字ドケハナ 198 番	から	
		舞鶴市字大川小字麻町 239 番 1	まで	
	後	舞鶴市字八田小字ドケハナ 211 番 1	から	
		舞鶴市字八田小字ドキノソリ無番地	まで	

上町田野田線	前	舞鶴市字丸田小字上町田 64 番 1	から	
		舞鶴市字丸田小字野田 62 番 3	まで	
	後	舞鶴市字丸田小字上町田 64 番 1	から	
		舞鶴市字丸田小字上町田 67 番 8	まで	
町田線	前	舞鶴市字丸田小字下町田 47 番 1	から	
		舞鶴市字丸田小字野田 55 番	まで	
	後	舞鶴市字丸田小字下町田 47 番 1	から	
		舞鶴市字丸田小字下町田 44 番 3	まで	
下町田線	前	舞鶴市字丸田小字宮ノ前 29 番	から	
		舞鶴市字丸田小字下町田 38 番 2	まで	
	後	舞鶴市字丸田小字宮ノ前 29 番	から	
		舞鶴市字丸田小字宮ノ前 33 番 2	まで	
ハザマ長田線	前	舞鶴市字八田小字ハザマ 152 番 5	から	
		舞鶴市字八田小字長田 116 番 11	まで	
	後	舞鶴市字八田小字布フケ 148 番 3	から	
		舞鶴市字八田小字長田 116 番 11	まで	
中野シボウ線	前	舞鶴市字大川小字中野 173 番	から	
		舞鶴市字大川小字シボウ 157 番 2	まで	
	後	舞鶴市字大川小字中野 173 番	から	
		舞鶴市字八戸地小字野 344 番	まで	
大川下3号線	前	舞鶴市字大川小字五反畠 159 番	から	
		舞鶴市字大川小字五反畠 101 番 2	まで	
	後	舞鶴市字大川小字五反畠 159 番	から	
		舞鶴市字大川小字五反畠 108 番 1	まで	
出口浅線	前	舞鶴市字志高小字出口 1089 番 1	から	
		舞鶴市字志高小字浅 1795 番 1	まで	
	後	舞鶴市字志高小字出口無番地	から	
		舞鶴市字志高小字下境 28 番 3	まで	

3 廃止する路線

路線名	起点及び終点	重要な経過地
八反田茶屋元線	舞鶴市字下東小字八反田 501 番 から	
	舞鶴市字下東小字茶屋元 487 番 1 まで	
沖田根木作線	舞鶴市字下東小字沖田 516 番 1 から	
	舞鶴市字下東小字根木作 479 番 まで	
八ヶ坪實田線	舞鶴市字下東小字八ヶ坪 400 番 1 から	
	舞鶴市字下東小字實田 418 番 まで	
大坪小曲線	舞鶴市字下東小字大坪 373 番 1 から	
	舞鶴市字下東小字小曲 385 番 まで	
丸町線	舞鶴市字上東小字丸町 513 番 から	
	舞鶴市字上東小字丸町 540 番 まで	
和田 2 号線	舞鶴市字上東小字和田 304 番 2 から	
	舞鶴市字上東小字和田 305 番 まで	
松尾柴原線	舞鶴市字丸田小字松尾 571 番 から	
	舞鶴市字丸田小字柴原 535 番 2 まで	
一の向線	舞鶴市字丸田小字一の向 969 番 から	
	舞鶴市字丸田小字一の向 973 番 まで	
三反田千原線	舞鶴市字丸田小字三反田 801 番 から	
	舞鶴市字丸田小字千原 749 番 まで	

提案理由

田中町地区の路線の市道認定、下東地区ほか 7 地区の市道路線の変更及び下東地区ほか 2 地区の市道路線の廃止を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。